

「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程
(平成六年六月二十一日文部省告示第八十四号)」第二条の規定に基づき認められた、修了者に対し高度専門士の称号を
付与できる課程のうち、要件に適合しなくなったものについて、同規程第四条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年三月二日

文部科学大臣 松本 洋平

令和七年四月一日に要件不適合となったもの

位置	専修学校名	課程名
東京都	首都医校	医療専門課程 作業療法学科 (夜間部 4年制)